

資料2 - 1	H18.9.16
障害福祉サービス事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成18年10月以降の施設系サービスについて

この内容については、現時点(平成18年9月16日時点)で障害者自立支援法、厚生労働省主管課長会議資料等を基に千葉市が作成したものであり、事務取扱いについては、他市町村と若干の差異があるものと予測される。なお、国の動向により、変更があり得る。

1 生活介護

ア サービスの内容(法第5条第6項)

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

イ 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

障害程度区分が区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上である者
年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上である者

ウ 報酬算定基準

生活介護及び施設入所支援については

- (1) 平均障害程度区分
- (2) 重度障害者の割合
- (3) 人員配置等に応じた報酬区分

を、設定していたところであるが、新体系への移行促進の観点から、より柔軟な運用が可能となるよう、必要な人員が確保されていることを前提に、

平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分

平均障害程度区分に応じた報酬区分

の2つを設定し、事業者においては、いずれかの選択が可能な取扱いとなる。

エ 加算のメニューについて

新事業移行時特別加算・・・・・・・・・・・・・・48単位

特定旧法指定施設が指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定を受けて、利用者に対して、指定生活介護を行った場合に、当該指定を受けた日から起算して30日以内の期間については、新事業移行時特別加算として、平成21年3月31日までの間、1日につき48単位が加算される。

初期加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41 単位

指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において、新たに利用者を受け入れた場合、利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、指定生活介護等を行った場合は、初期加算として、1日につき41単位が加算される。

他に、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、食事提供体制加算、利用者負担額上限額管理加算、食事提供体制加算、訪問支援特別加算が創設されているが、これは旧法施設支援（通所）における加算と同内容となる。

2 施設入所支援

ア サービスの内容（法5条第11項）

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

イ 対象者

生活介護を受けている者であって障害程度区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者

自立訓練又は就労移行支援（以下この条において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの

ウ 報酬単価の算定方法

生活介護と同様の算定方法となります。

エ 加算のメニューについて

重度障害者支援加算（基本加算）・・・・・・・・・・・・・・ 28 単位

利用者の平均障害程度区分が5以上であって、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者が利用者の2割以上である施設単位において、指定障害者支援施設基準に定める人員配置に加えて、常勤換算方法により、看護師又は生活支援員を1人以上配置して指定施設入所支援を行った場合は、1日につき28単位が加算されます。

重度障害者支援加算（重度加算）・・・・・・・・・・・・・・ 22 単位

区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用している施設単位において、指定施設入所支援を行った場合は、1日につき、22単位が加算されます。

重度障害者支援加算（強行加算）

強度行動障害者1人につき、指定障害者支援施設基準に定める人員配置に加えて、生活支援員を常勤換算方法により、加算に必要な人数以上配置して必要な支援を行った場合は、1日につき、施設の適用される単価区分ごとの単位が加算されます。

他に、入院・外泊時加算、新事業移行時特別加算、地域移行加算、栄養管理体制加算、入院時特別支援加算が創設されています。

3 療養介護

ア サービスの内容（法第5条第5項）

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

イ 対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分が区分6の者

筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分が区分5以上の者

4 自立訓練（機能訓練）

ア サービスの内容（法第5条第13項）

身体障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者

盲・ろう・養護学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

ウ 報酬基準

事業所における定員ごとの単価が適用されます。

エ 加算のメニューについて

新事業移行時特別加算、初期加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、利用者負担上限額管理加算、食事提供体制加算、訪問支援加算が対象となります。

5 自立訓練（生活訓練）

ア サービスの内容（法第5条第13項）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者

養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

ウ 報酬基準

事業所における定員ごとの単価が適用されます。

エ 加算のメニューについて

短期滞在加算

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者（宿泊型自立訓練を利用している者を除く）に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

短期滞在加算	180単位
短期滞在加算	115単位

精神障害者退院支援施設加算

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所（精神病院（精神病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3項に掲げる日の前日までに指定を受けたものにおいて、精神病床に概ね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

精神障害者退院支援施設加算	180単位
精神障害者退院支援施設加算	115単位

他に、新事業移行時特別支援加算、初期加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、利用者負担上限額管理加算、食事提供体制加算が創設されています。

6 宿泊型自立訓練

ア サービスの内容（法5条第13項）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

上記5のイに掲げる者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している者であって、地域生活に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害者・精神障害者。

ウ 報酬基準及び加算について

上記5の自立訓練（生活訓練）の報酬に準じます。

7 就労移行支援

ア サービスの内容（法第5条第14項）

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者

あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者

ウ 報酬基準

事業所における定員ごとの単価が適用されます。

ただし、上記、の者で単価が異なります。

エ 加算のメニューについて

就労移行支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・26単位

就労移行支援事業等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けたのち、一般就労へ移行し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労移行支援事業所等の就労移行

支援に係る利用定員の20%を超える指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援を行った場合に、1日につき26単位が加算されます。

他に、新事業移行時特別支援加算、初期加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、利用者負担上限額管理加算、食事提供体制加算、訪問支援特別加算、精神障害者退院支援施設加算が創設されています。

8 就労継続支援A型

ア サービスの内容（法第5条第15項）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）。具体的には次のような例が挙げられる。

就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者

盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者

企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

ウ 特例

（ア）特例の考え方

障害者自立支援法においては、障害者の一般就労を進める観点から、就労継続支援A型事業を創設し、福祉における雇用の場の拡大をめざしているところであるが、一方、障害者にとっては直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には、雇用関係へ移行することが期待できる者も多いことから、就労継続支援事業A型においては、単独型、多機能型いずれにおいても、下記により雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。

（イ）要件

雇用による利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。

雇用によらない利用者に係る利用定員の数、雇用による利用者に係る利用定員によらない利用者に係る利用定員の数、雇用による利用者に係る利用定員の半数未満であること。ただし、当該利用者は10人を超えることができないこと。

雇用による利用者と雇用によらない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること等、誰が見ても明確に区分されている状態であること。）

エ 報酬基準

事業所における定員ごとの単位が適用されます。

オ 加算のメニューについて

新事業移行時特別加算、初期加算、就労移行支援体制加算、視覚・聴覚障害者支援体制加算、利用者負担上限額管理加算、食事提供体制加算、訪問支援特別加算が創設されています。

9 就労継続支援 B 型

ア サービスの内容（法第 5 条第 1 5 項）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような事が挙げられる。

就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者

就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B 型の利用が適当と判断された者

、 、 に該当しない者であって、50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者

、 、 に該当しない者であって、地域に一般就労の場や A 型の事業所による雇用の場が乏しく雇用されること又は就労移行支援事業者が少なく利用することが困難と市町村が判断された者（平成 20 年度までの経過措置）

ウ 報酬基準

事業所における定員ごとの単位が適用されます。

エ 加算のメニューについて

目標工賃達成加算

指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援事業所等の利用者に対して支払った工賃の平均額が、次の（1）から（3）に掲げる基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき 26 単位を加算する。

（1）原則として、指定就労継続支援 B 型等のあった日の属する年度の前々年度

の平均工賃額を超えていること。

(2) 当該前年度における地域の最低賃金の 3 分の 1 を超えていること。

(3) 当該指定就労継続支援 B 型事業所等が、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者施設基準の規定により都道府県知事に届け出た工賃の目標額を超えていること。

10 共同生活援助

ア サービスの内容 (法第 5 条第 16 項)

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分 1 以下に該当する知的障害者及び精神障害者。

障害程度区分 2 以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

ウ 加算メニューについて

自立生活支援加算、小規模事業加算、入院時支援加算、帰宅時支援加算が創設されております。

11 共同生活介護

ア サービスの内容 (法 5 条第 10 項)

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話をを行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分 2 以上に該当する知的障害者及び精神障害者

ウ 加算のメニューについて

自立支援加算、重度障害者支援加算、夜間支援体制加算、小規模事業加算、小規模事業者夜間支援体制加算、日中介護等支援加算、入院時支援加算、帰宅時支援加算が創設されております。

12 児童デイ・サービス

ア サービスの内容 (法第 5 条第 7 項)

障害児につき、知的障害児施設、肢体不自由児施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適用訓練を行う。

(経過措置によりサービス提供を行う場合は、児童デイ・サービス で算定す

る。)

イ 対象者

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。具体的には次のような例が挙げられる。

市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性が認められる児童

児童相談所・保健所・児童家庭支援センター、医療機関等から療育の必要性を認められた児童

なお、平成18年9月以前において、児童デイ・サービスを利用者に配慮し、施行後3年間は、療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童についても対象とする（必要に応じ児童相談所・保健所等に意見を求める）。

ウ 加減算

家庭連携加算

乳幼児（未就学児まで）の保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、サービス利用計画に位置づけ、保護者の了解を得て、事前に日程調整した上で職員が家庭を訪問し、利用児童や家庭への支援・指導を行った場合においては、この加算の重複算定はされないものとする。）月2回を限度。

訪問支援特別加算

通所利用児童で常時サービスを利用しているが、5日以上連続して利用がなかった場合、その児童の居宅を訪問して、家庭の状況を確認し、保護者の同意の上で支援を行った場合に報酬の算定を可能とする。

加算の算定にあたっては、保護者の了解を得た上で、引き続き現行のサービスを利用するための動機付け、再アセスメントに基づくサービス利用計画の見直し、相談支援事業者等へのあっせん・連絡調整のいずれかを行うことが必要である。（なお、同日に通所し、本体報酬が算定される場合においては、この加算の重複算定はされないものとする。）月2回を限度。

定員超過利用減算

- a 1日あたりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の120%を、定員が50人を超える場合は当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の10%を加えた数に10を加えた数を、それぞれ超過しているとき。

ただし、定員30人未満の施設にあっては、1日当たりの利用者が、定員の数に3を加えた数を超過している場合

- b 過去3ヶ月間の利用者の利用日数の合計が、定員の数に110%を乗じた数に開所日数を乗じた数を超過している場合

ただし、定員30人未満の施設にあっては、過去3ヶ月間の利用者の利用日数の合計が、定員の数に3を加えた数に開所日数を乗じた数を超過している場合

サービス提供職員欠如減算（児童デイサービス は10：2、児童デイサー

ビス は15:2)

個別支援計画未作成減算(児童デイサービスのみ)

サービス管理責任者欠如減算(児童デイサービスのみ)

13 短期入所

ア サービスの内容(法第5条第8項)

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分1以上である障害者

障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

ウ 加減算

定員超過利用減算

a 1日あたりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の120%を、定員が50人を超える場合は当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の10%を加えた数に10を加えた数を、それぞれ超過しているとき。

b 過去3ヶ月間の利用者の利用日数の合計が、定員の数に110%を乗じた数に開所日数を乗じた数を超過している場合

食事提供体制加算

食費のうち、人件費相当分を市が負担し、利用者は食材量費分を負担することになる。

エ 注意事項

宿泊を伴う短期入所のみとする。(千葉市においては、平成18年10月以降の日中受入短期入所は日中一時支援事業で対応していくこととする。)送迎加算が廃止されているので注意すること。

経過措置（旧法施設支援）の取扱いについて

1 旧法施設支援に係るみなし支給決定について

平成18年10月1日において、障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定により施設訓練等支援費の支給決定を受けていた障害者については、厚生労働省令で定めるところにより、障害者自立支援法第19条第1項により支給決定を受けたものとみなされます。

（１）みなし支給決定の対象者

平成18年9月30日の時点において、支援費制度における施設訓練等支援費の支給決定を受けている身体障害者及び知的障害者が対象となります。障害福祉サービスを利用していた者で、新体系のサービス利用へ移行する者は対象とはなりません。

（２）みなし支給決定の有効期間

現在の施設訓練等支援費の支給期間の残存期間を有効期間とします。

（例）平成18年4月1日から平成21年3月31日までの期間の者

→ 平成18年10月1日から平成21年3月31日まで

・なお、施設が新体系に移行しないままに、支給期間が満了した場合に、引き続き旧法施設支援のサービスを利用するときは、旧支援費制度における聞き取り調査を行い、ＡＢＣ区分に基づく支給決定を行います。その際の支給期間の設定については、引き続き3年といたしますが、それが平成24年3月31日を超える場合については、当該日を支給期間の終期と設定いたします。

・また、千葉市においては、支給決定更新者を平準化させるため、施設ごとに支給期間の終期の月を定めております。（別紙参照）これについても、当面の間、適用を継続しますので、ご留意いただくようお願いします。

・施設が新体系に移行した際には、みなし支給決定は終了し、障害程度区分認定を行い、障害者自立支援法第19条第1項に基づく支給決定を行います。

2 特定旧法受給者に係る経過措置について

平成18年10月1日において、特定旧法指定施設に入所している者及び特定旧法指定施設に通所している者のうち、障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定により施設訓練等支援費の支給決定を受けていた障害者については、「特定（通所）旧法受給者」として、平成23年度末までの間、引き続き当該施設に入所することができます。

(1) 入所に係る特定旧法受給者となる者

平成 18 年 9 月 30 日時点において、施設訓練等支援費の支給決定を受けており、10 月 1 日より、継続して特定旧法指定施設に入所している者が対象となります。

入所に係る特定旧法受給者については、受給者証の「介護給付費の支給決定内容」の予備欄に「特定旧法受給者（入所）」と記載されます。

(2) 入所に係る特定旧法受給者が経過措置を受けられる要件

次のいずれにも該当することが必要となります。

ア 平成 18 年 10 月 1 日以後、引き続き当該特定旧法指定施設に入所していること（指定取消しその他やむを得ない理由により、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の特定旧法指定施設、指定障害者支援施設又はのぞみの園に入所している間を含む。）

イ 当該特定旧法施設等が行う障害福祉サービス等（旧法施設支援を含む）の支給申請をしたが、障害程度区分がサービスの利用要件に該当しないことなどにより、通常の支給決定が受けられなかったこと。

また、サービスの利用要件を満たし、通常の支給決定が受けられる場合は、経過措置による介護給付費又は訓練等給付費の支給ではなく、障害者自立支援法第 19 条第 1 項の規定による支給決定を行い、法第 29 条第 1 項の規定による介護給付費又は訓練等給付費を支給することとなります。

法施行後、自立訓練又は就労移行支援等を利用して施設を退所した特定旧法受給者が、退所後の事情により地域生活の継続が困難となった場合には、平成 23 年度末までの間、障害程度区分にかかわらず、再入所（退所前に入所していた施設以外の施設への入所を含む。）が可能となります。

(3) 通所に係る特定旧法受給者に係る経過措置

平成 18 年 9 月 30 日時点において、施設訓練等支援費の支給決定を受けており、10 月 1 日より、継続して特定旧法指定施設に通所している者が対象となります。

入所に係る特定旧法受給者については、受給者証の「介護給付費の支給決定内容」の予備欄に「特定旧法受給者（通所）」と記載されます。

(4) 通所に係る特定旧法受給者が経過措置を受けられる要件

ア 平成 18 年 10 月 1 日以後、引き続き当該特定旧法指定施設に通所していること（指定取消しその他やむを得ない理由により、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の特定旧法指定施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、又はのぞみの園に通所している間を含む。）

イ 当該特定旧法施設等が行う障害福祉サービス等（旧法施設支援を含む。）の支給申請をしたが、障害程度区分がサービスの利用要件に該当しないことなどにより、

通常の支給決定が受けられなかったこと。

各施設におかれましては、特定旧法受給者となる者につきまして、対象者の把握に努めていただきますようお願い申し上げます。

支給期間の終期の月が決まっている施設

支給期間 の終期の 月	知的	身障
3月	しいのみ園、たかね園、さいわい	ハピネス浜野
4月	でい・まさご	
5月	中野学園	更生園
6月	あさひの丘、ひかり学園、 第2ひかり学園	
7月	エルピザの里、アガペの里	
8月	ガーデンセブン、父の樹園	晴山苑
9月	千葉光の村授産園、あけぼの園	若葉泉の里
10月	でい・さくさべ、八日市場学園、 ありのみ学園	ディアフレンズ美浜
11月	いずみの家、千原厚生園、 市津学園、ふる里学舎	桜が丘晴山苑
12月	まあるい広場、小池更生園、 作山更生園、富里福葉苑	セルプ・ガーデンハウス
1月	オリーブハウス、はつらつ道場、 畑通勤寮、袖ヶ浦福祉センター 更生園、ながうらワークホーム	光洋苑
2月	豊岡光生園、吉沢学園、 ピクシーフォレスト	永幸苑

10月における旧法施設支援等の報酬基準の改正点について

1 基本報酬について

A B C 障害程度区分ごとの単位数制度について変更はありません。単位数についても、4月における告示単位数と同額となります。

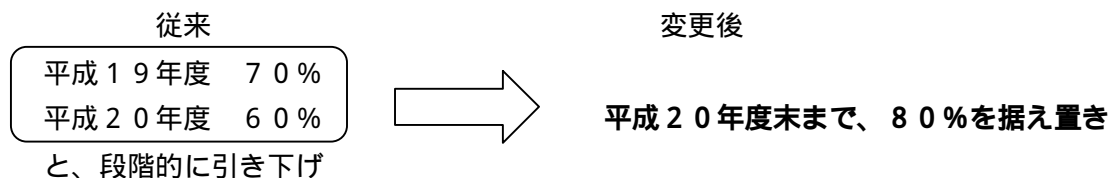
2 加算について

現行のメニューは全て継続されます。

なお、新設される加算及び取扱い変更となる加算は下記のとおりとなります。

1 激変緩和加算の取扱いの見直し（旧法施設支援）

旧体系サービスに係る従前額の80%の最低保障措置（激変緩和加算）について、来年度以降、保障水準を段階的に引き下げていくこととされていましたが、この取扱いについては凍結され、80%が維持されます。



2 定員超過利用減算の柔軟化（旧法施設支援、日中活動サービス、施設入所支援）

施設の利用率を向上させ、事業運営の安定化を図る観点から、定員と実際の利用者数の取扱いが柔軟化されます。（下線が変更部分）

ア 新事業体系の日中活動支援、旧法施設支援（通所）の要件

見直し前	見直し後
・ 1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の120%を、定員が50人を超える場合は当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の10%を加えた数を、それぞれ超過しているとき → 基本単位数の70%を算定	・ 1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の120%を、定員が50人を超える場合は当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の10%を加えた数を、それぞれ超過しているとき <u>ただし、定員15人未満の施設にあっては、1日当たりの利用者数が、定員の数に3を加えた数を超過している場合</u> → 基本単位数の70%を算定

・過去3ヶ月間の平均利用人員が、定員の <u>105%</u> を超過している場合 → 基本単位数の70%を算定	・過去3ヶ月間の利用者の利用日数の合計が、定員に <u>110%</u> を乗じた数に開所日数を乗じた数を超過している場合 ただし、定員30人未満の施設にあっては、過去3ヶ月間の利用者の利用日数の合計が、定員の数に3を加えた数に開所日数を乗じた数を超過している場合 → 基本単位数の70%を算定
--	--

イ 新事業体系の施設入所支援、旧法施設支援（入所）

見直し前	見直し後
・一日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の110%を、定員が50人を超える場合は当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の5%を加えた数に5を加えた数を、それぞれ超過している場合 → 基本単位数の70%を算定	・1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の110%を、定員が50人を超える場合は当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の5%を加えた数を、それぞれ超過している場合 → 基本単位数の70%を算定
・過去3ヶ月間の平均利用人員が、定員の <u>105%</u> を超過している場合 → 基本単位数の70%を算定	・過去3ヶ月間の利用者の利用日数の合計が、定員に <u>105%</u> を乗じた数に開所日数を乗じた数を超過している場合 → 基本単位数の70%を算定

3 入所施設における入院時特別支援加算（旧法施設支援（入所）施設入所支援）

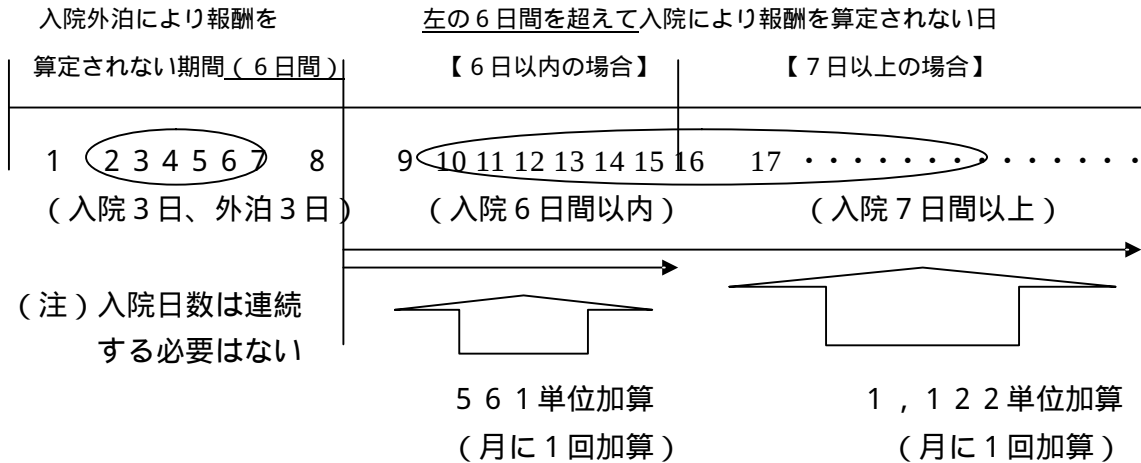
新体系及び旧体系の入所施設については、現在、入院・外泊時の措置として、1月に6日を限度に320単位を算定することとされているが、この期間を超えて、入所施設において入院時の支援を行った場合について、入院時支援加算を創設する。

【入院時支援加算】

- 入院・外泊により本体報酬を算定されない日数が月6日を超える場合であって、当該6日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、家族等の支援を受けることが困難で、施設職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行う必要があり、本人又は保護者の同意の下、個別支援計画に基づき、入院期間中、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算（月1回算定）。

6日までの場合	5 6 1 単位
7日までの場合	1 , 1 2 2 単位

< 入所施設における入院時支援加算の算定（例） >



4 訪問支援特別加算（日中活動サービス、旧法施設支援（通所））

通所施設利用者であって、常時サービスを利用している者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用がなかった場合、その者の居宅を訪問して利用者の状況を確認し、利用者の同意の上で次の支援を行った場合には、月2回を限度として、報酬を算定することができる。

1 支援内容

引き続き現行のサービスを利用するための動機付け
再アセスメントに基づく個別支援計画の見直し
相談支援事業者等へのあっせん・連絡調整

2 報酬単価

月2回を限度として、1回あたり

1時間まで 1 8 7 単位

1時間を超えた場合 2 8 0 単位

次のような場合には報酬算定の対象とならない

運営規程に位置づけられていないもの

個別支援計画に事前に定めていないもの

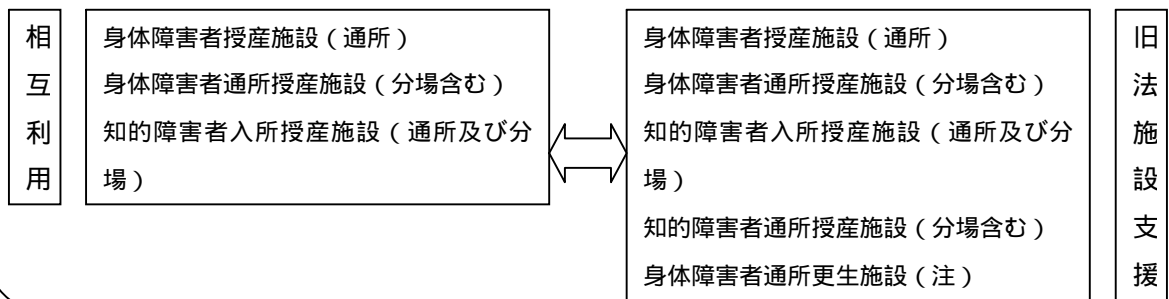
当該サービスや施設利用を欠席した場合の電話対応

5 旧支援費施設における他障害の者の受入について

障害者自立支援法の施行に伴い、三障害共通のサービス提供体制の構築を図るため、従前の授産施設における相互利用に加え、地域に必要な障害福祉サービスがない場合などの例外的な取扱いとして、障害種別に係らず地域の社会資源を活用できる仕組みを設けることとします。

なお、これにより、現在の相互利用制度の利用者につきましては、旧法施設支援（通所）の支給決定を受けて、サービスを利用することとなりますので、通所施設の相互利用制度については旧法施設支援によるサービスとして位置づけられることになります。

・対象となる施設サービス



（注）通所施設には、入所施設の通所部と分場を含むこととする。

支給決定の取扱いについて

旧法施設支援の利用にあたっては、自立支援法に基づく支給決定手続を行うこととなりますので、各福祉事務所に対し、支給申請を行い、受給者証の交付を受けることが必要となります。また、その際には、異なる障害種別に係る旧法施設施設（通所）の利用については、申請者にとって相応しいサービスを提供する事業所が地域内にない場合に認められる措置であることを踏まえ、

申請者が利用を希望する施設が、実際に適したサービス提供を行えるか否かについて、設備構造や人員配置の体制等を確認の上判断し、

適当と認めた場合には、利用する施設の種別に応じて、旧法施設支援の内容及び申請者に適用する報酬単価（区分）を決定する。

こととします。

報酬単価の適用方法

旧法施設支援を利用する場合の報酬単価については、利用する施設の種別に応じて、利用者の障害種別及び区分に応じた報酬単価を適用する。

< 具体例 >

旧知的障害者授産施設支援（通所）を受けるべき知的障害者が、旧法施設支援のうち旧身体障害者授産施設を通所利用する場合

- （支給決定）旧法施設支援（旧身体障害者授産施設支援（通所））
（障害程度区分）旧知的障害者授産施設支援（通所）に係るＡＢＣ区分
（報酬単価）旧身体障害者授産施設支援（通所）のうち知的障害者に係る報酬単価を上記ＡＢＣ区分により適用
単位数については、別紙サービスコード表にて確認

適用される加算等

入所時特別支援加算、退所時特別支援加算、重度重複障害者加算、栄養管理体制加算、食事提供体制加算、利用者負担上限額管理加算、激変緩和加算、定員超過利用減算

他障害者を受け入れる場合の利用者数の上限設定について

受け入れる他障害の者の割合については、利用定員の２割を上限とする。

ただし、従前より相互利用を行ってきた施設において、利用定員の２割を超えて受け入れていた施設については、従前の利用者数の範囲内で他障害の者の受入を可能とする。

■ 共同生活援助、共同生活介護説明資料

移行について

1 共同生活援助へ移行

- ・ 世話人の配置人員によって報酬単価を設定。
- ・ 障害程度区分2以上であっても利用することは可能。
- ・ 入居中は、居宅介護、重度訪問介護、短期入所との併給はできない。（行動援護の対象となる利用者がある場合、日中のみ併給可。）

2 共同生活介護へ移行

- ・ 併給関係は上記の共同生活援助の説明と同様。
- ・ 障害程度区分ごとに報酬単価を設定。
- ・ 介護等のサービスは、事業所の従業者により提供することを原則とするが、事業者が自らの責任に基づき委託した場合には、従業者以外の者により介護サービスを提供することができる。この場合、あらかじめ利用者の同意をとる等の措置を講じる。

3 経過的居宅介護利用型共同生活援助（共同生活介護）へ移行

- ・ 居宅介護及び重度訪問介護、行動援護（日中のみ）との併給は可能。
- ・ 共同生活援助（共同生活介護）計画については、作成しなくても可。
- ・ 加算（減算）については、小規模事業加算、自立生活支援加算、大規模住居減算は対象とする。

各種加算について（加算の説明に関しては裏面参照）

1 共同生活援助（グループホーム）

	自立生活支援加算	小規模事業加算	入院時支援加算	帰宅時支援加算
各利用者に対して加算	○		○	○
全利用者に対して加算		○		
経過措置のある加算		○		

その他、減算規定あり（大規模住居減算、世話人又はサービス管理責任者欠員、共同生活援助計画が作成

されていない場合）

10人未満の事業者については平成20年度末まで、サービス管理責任者の配置を猶予できる

サービス管理責任者欠員による減算はなし。

2 共同生活介護（ケアホーム）

	自立生活 支援加算	重度障害 者支援加 算	夜間支援 体制加算	小規模事 業加算	小規模事 業者夜間 支援体制 加算	日中介護 等支援加 算	入院時支 援加算	帰宅時支 援加算
各利用者に対して加算	○					○	○	○
全利用者に対して加算		○	○	○	○			
経過措置のある加算				○	○			

その他、減算規定あり（大規模住居減算、世話人若しくは生活支援員又はサービス管理責任者欠員、共同生活介護計画が作成されていない場合）

10人未満の事業者については平成20年度末まで、サービス管理責任者の配置を猶予できる

サービス管理責任者欠員による減算はなし。

■ 加算について

入院時支援加算、帰宅時支援加算、夜間支援体制加算、小規模事業加算、小規模事業者夜間支援体制加算については、国通知「グループホーム・ケアホームについて」を参照。

（1）自立生活支援加算 14単位/日

事業者について、過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち移行後の生活が6ヶ月以上継続している者が5割以上。

上記要件を満たすものとして都道府県知事に届け出た事業者が、居宅における単身生活等が見込まれる利用者に対して、市町村の承認を得た共同生活介護（共同生活援助）計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合は、計画の対象となる期間のうち180日を限度として算定。（計画の作成方法等については未定。）

（2）重度障害者支援加算 26単位/日

- ・ 障害程度区分6であって、重度障害者等包括支援の対象となる者が2人以上利用しており、障害福祉サービス基準に規定する生活支援員の員数に加えて、生活支援員を配置した場合に算定。

（3）日中介護等支援加算 539単位/日

- ・ 障害程度区分4以上の利用者について、日中活動サービスの支給決定を受けているが、心身の状況等により利用できない期間が月3日以上ある場合であって、当該利用者に対して昼間における介護等の支援を行った場合に算定。（3日目から算定。）